

令和5年3月20日現在

主 な 農 業 制 度 資 金

資金名			貸付対象者	融資機関	利率 ※1				償還期限(年)	うち据置期間(年)	貸付限度額	融資率(以内)	農業信用基金協会の債務保証の有無	資金の主な特徴	土地	施設・農機具	作目・家畜	生活環境	担い手	負債	災害	新規貸付に係る県の関わり(利子補給及び貸付)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					基準金利	利子補給(長金協会・県)	上乗利子補給(県・市町村)	末端金利							農地の取得	農地の賃借	農地の改良	農業機械の取得	観光農業施設の建設	施設・機械の賃借料	花き・花木の植栽や育成	果樹等の植栽や育成	肥料・農業等の運転資金	農家住宅の改良・取得	農業集落排水施設の設置	生活環境の整備	農家民宿の整備	農業に関する研修	農業経営の開始	前向き投資と負債整理	施設の災害復旧	経営資金	収入補填																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
農業近代化資金			認定農業者・特定農業法人	農協連銀行等	2.25%	1.4～1.70%	－	0.55～0.85%	7～15	2～7	個人:1,800万円 法人:2億円	100%	有	・担い手の農業経営の改善を図り、生産設備等の整備拡充を図る。 ・認定農業者及び特定農業法人に対しては、資金使途(災害復旧・運転資金等)、利率(振興基金の助成)、融資率(100%)の特例がある。 ・農協等(共同利用施設等)、農業を営まない団体(作業受委託等)、5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人(経営開始後、決算を2期経ていない場合)が利用可(L資金は不可)。 ・補助残にも利用可。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			6次産業化補助残融資 ※2		2.25%	1.25%	－	1.00%(当初10年)	7～17		80%	○		○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			その他担い手		1.45%	0.45%	－	1.00%	7～20		80%	○		○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			農協等		2.25%	1.25%	－	1.00%	7～15		100%・80%	○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
(鳥取県独自)資金	簡易手続き資金	認定農業者・その他担い手	2.25%	1.25%	－	1.00%	7～15	7～15	500万円	100%・80%	・500万円以下の少額な借入について、借入手続きや借入申込書を簡素化したもの。 ・使途は近代化資金と同じ	有	・500万円以下の小規模の農地取得について簡易な手続きで貸し付けるもの。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○</

※1 貸付利率は、国が資金ごとに毎月定めるものを適用(平成27年1月22日現在)
※2 農山漁村6次産業化対策事業費補助金(6次産業化推進整備事業に限る。)(の補助残として活用する場合に限り、貸付当初10年間に上乗補助
※3 人・農地プランに地域を中心とする経営体として位置づけられた認定農業者が借り入れる場合に、農林水産長期金融協会の利子助成により貸付当初5年間の無利子化(融資枠の範囲内。)
※4 事業再生支援資金にあっては、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められる場合については、100%
※5 農協を通じた転貸の場合は保証を付すことができる。
※6 市町村において青年等就農計画の認定を受けた者。ただし、青年等就農資金は、認定農業者となった時点で新たな借入が不可となる。
※7 青年等就農計画の認定を受けた者又は旧就農促進法第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けた者(経営開始後5年以内かつ認定後10年以内の者に限る。)
※8 認定新規就農者が農地等又は未墾地の取得のために借り入れる場合で、かつ500万円以内の借入れである場合は、据置期間は5年以内とする。
△ :機械の賃借料に限る。
▲ :認定農業者のみ対象
※12 農業生産活動に直接要する経費が総事業費の概ね1/2以上を占めていれば貸付可能
※13 経営開始初年度および経営規模拡大時に限る。
※14 認定就農計画における所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る。
※9 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営の場合は、記載された貸付限度額の4倍の金額を貸付限度額とする。
※10 エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。
※11 農業改良資金融資法第4条に規定する特定地域資金の貸付を受ける者等。